# 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、奈良県知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年2月16日

奈良県監査委員 斎 藤 信一郎

雨 森田康文

同 田 尻 匠

同 小 林 誠

EL.	* # # # 1	A To 0 17 5 11 0 5 11
	<u> </u>	令和2年5月25日
部局及び所属名	監査 結果	措置の内容
地域振興部観光局	(1) ビューローに対して支出した補助	
知ソプラエ	金、負担金等に係る事務の執行	
観光プロモー	① ビューローが県に対し提出した実	① ビューローに対して、補助金等の実
ション課	積報告書の収支決算書の記載内容とビ	績報告書及びこれに添付する収支決算書
かさの知火工	ューローの総勘定元帳の記載内容との	等の関係書類に、実態を反映して、適正
ならの観光力	突合を行ったところ、6件の補助金等	に記載することを指導する。
向上課	について、科目の記載金額等が相違し	
	ているなどの事態が見受けられた。	
	しかし、実績報告書の提出を受けた県	
	観光プロモーション課及びならの観光	
	力向上課は、実績報告書の審査に当た	
	り、収支決算書の数字及び内容を、支	
	出証拠書類等の提出を受けるなどして、	
	これらにより確認するべきであったの	
	に、いずれの補助金等についても上記	
	のような方法により適切に確認を行わ	
	ないまま、補助金額の確定を行ってい	
	た。	
	② ビューローが県に対し提出した「	② ビューローから事業内容や経費内訳
	知れば知るほど奈良はおもしろい」観	がわかる書類を提出させ、内容や金額の
	光キャンペーン事業負担金の実績報告	審査を行った上で、額の確定を行うこと
	書の収支決算書には、事業区分と決算	を徹底する。
	額とした額とが記載されているのみで、	
	事業内容、経費の内訳等は全く記載さ	
	れていなかった。このため、県負担金	
	を財源として具体的にどのような事業	
	を実施したのか、その事業に要した額	
	はいくらかなどについて把握すること	
	ができない状態となっていた。	
	②	② 按助人六付两纲及び各担人六付两纲
	③ 補助金交付要綱において、補助対	③ 補助金交付要綱及び負担金交付要綱
	象経費は「観光事業の振興並びにコン	において、交付対象事業の内容及び経費
	ベンションの誘致及び支援等に関する	を明確化、交付申請書及び実績報告書の
	事業に要する経費」とし、負担金交付	事業内容や事業ごとの経費の記載、実績
	要綱において、負担対象経費は「ビュ	報告書の内容や金額を確認するための提出書籍の第四位によりて存むることを
	ーローの事業に要する経費」としてお	出書類の範囲等について定めることを検
	り、また、交付申請書及び実績報告書	計する。
	に、事業内容や事業ごとの経費を具体	交付要綱については、補助対象経費の明
	的に記載することを求めていなかった。	確化及び交付対象事業内容の把握並びに
	しかし、このような記載方法では、ビ	収支決算・事業報告のための提出書類の
	コーローが行う事業のうち、県が補助	追加の改正を令和2年6月1日付けで実
	金等を交付すべき事業か、ビューロー	施。
	が自主事業として行うべき事業かを客	
	観的に判断できない状態となっていた。	
	また、決算額として報告された額が、	
	事業に要した経費に該当するのか、交	
	付対象経費として適切か検証すること	
	ができない状態となっていた。	

芋	部局及び所属名	監	査	結	果	措置の内容
		<ul><li>④ 容い認承</li><li>一 のた申認</li><li>一 のた申認</li><li>月 口て行びの</li><li>こ でした</li><li>こ でした</li><li>こ できる</li><li>こ できる</li><li>こ</li></ul>	穿怪ご県で委司金よ努っのの費ュにい員ン等うめ一確事の一提な監課の、る口認	を記っ出いをこ変甫こった。に分一せっに対更助とに、つのはずたおす承事な対指しな変通、。 v る認業とす連	下で 東生変の3県事がのめ助知 業じ更変の3県事がのめ助知 業に更変の報項適指で事が のので ののが明知 で承更年光と切導い業十	④ ビューローに対して、補助金等の交付要綱等に定める事業内容の変更や経費配分の変更が生じたときは、適時に知事の変更承認申請を行い、知事の承認を受けることを周知徹底するよう指導する。
		の①契のわめ合るてら託たたしの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	観い三ふの艮ュこ報把の承が範こ光て者な書り一つ告握要諾あ囲、キ「にい面でロいをし否がるをそれは一で受てを必の明の	マ業長 こてしてそてとなり月ン務任たよなに、けい検要で確ぺのしだるい対県てな討なあにしず、し遅れしまれし	はおいれかののつ当か要場いれかののつ当か要ののの当か要ののの当か要ののの当か要ののの当か要ののの当か要のの当か要	① 受託業者が、県の承諾を得ないまま、 承諾が必要な再委託を行っていないか、 適切に確認するために、受託業者から再 委託の状況を含めた事業の実施状況の報 告を適時に受ける。また、承諾が必要な 再委託に該当しない範囲について、明確 化することを検討する。
		理に者口営にてしやなまい事い業、で一に係協た上かたて業な委、県対る経し容3た旅ビのったのかのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、はいいのでは、これので	こ託通て費を意本の カー用こ類の業じ支の含し業覚 ウロととがい者で払範めて務書 ンーしかい	てみ受う困でいなり タバてのく、び託旅に支た託内 一「経、ら平ビ業行、払の契容 に旅理実で励っ者よがうに糸に 係行し際あ	を党上が立行こ、書反 るカでにる 第9 ロらン商とその映 経ウ計業の 選年ービタ品にの仕し 費ン上務か 営度のュー企つ合様で にタしの検 で え 3 一運画い意書い つーて実証	② 仕様書等の内容を十分検討して適切な内容とした上で委託契約等を締結することについて、組織として十分認識するよう周知し、徹底する。

部局及び所属名	監査		措置の内容
TIPPED O TOTAL			③ 実績報告書の審査に当たり、支出証
	0 11171 - 17-	事業完了報告書、精	拠書類等により確認すべき項目、内容、
		ては確認を行ってい	確認方法等を明確にすることを検討す
		沢書の金額の根拠を	る。また、上記の確認すべき項目、内容、
		要な支出証拠書類等	確認方法等に則って、支出証拠書類等に
	の内容確認を全く行		より、実際に業務の実施に要した経費を
	·> 1 1.11 km km G TT ( )	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	適切に確認することを徹底する。

	監査 結果	措置の内容				
TALL SE	(1)内部統制に係る事項について	11 E 33 1 1 1				
一般財団法 人奈良県ビ ジターズビ ューロー	(理事会及び評議員会の運営等) ① 定款において、理事会で業務の執行状況の報告を、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上行うこととしているが、平成30年度では報告は1回のみであり、報告の回数が不足していた。 (合規性)	① 定款に基づく業務執行状況の報告を 年2回を実施した。 (開催日: R2.5.29、R2.12.1)				
	② 評議員会の書面評決における書面決議書について、日付が記入されていないものが調査した14件のうち9件見受けられた。 (透明性)					
	(定款及び会計規程に定める手続等) ③ 定款により定めることとなっている評 議員会規則及び理事会規則を定めていなかった。 (合規性)	③ 評議員会規則 (R2.9.30施行) 及び 理事会規則 (R2.9.9施行) を新たに制定 した。				
	④ 定款において、「その事業年度をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事総数の3分の2以上の決議を得なければならない」としており、5,000万円の借入について、理事会で承認の決議を得なければならなかったのに、理事会で決議を得ていなかった。 (合規性)	④ 借入金は、理事会の決議事項として 理事会規則にも規定し手続きを徹底す る。				
	⑤ 会計規程において、「予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算案を作成して、理事会及び評議員会の承認を得なければならない」としているが、平成30年度の当初事業計画に予算が計上されていなかった自主事業であるアンテナショップ事業及び国庫補助事業の実施に当たって、予算の補正のために必要な理事会及び評議員会の承認を得る手続を執っていなかった。 (合規性)	⑤~⑥ 会計規程に基づき、予算の補正 や債務負担行為の必要な承認手続き等を 徹底する。				
	し 会計規程において、「翌年度以降にわたる契約は、債務負担行為として定めているもののほか、締結することができない」としているが、債務負担行為の手続を執らないまま、翌年度にわたる契約を締結していた。 (合規性)					
	(現金の取扱い) ⑦ 会計規程において、「出納責任者は、毎日、出納締切後、現金の残高と現金出納簿の残高を照合しなければならない」とし	⑦ 現金出納簿の残高確認の記録を毎日 残すとともに、出納責任者を地域づくり 部長と定め、事後的に検証している。				

ているが、出納責任者である総務課長が照 合したことを明らかにする記録はなかっ た。このため、出納責任者が適時適切に照 合したのか事後的に検証することができな (合規性、透明性)

⑧ 会計規程において、立替払の取扱を規 定していないが、職員がやむを得ず立て替 えて支払った経費を精算し、手許現金から 支出している事例が見受けられた。

⑧ 会計規程で立替払を定めた。今後は 適切な経理処理を徹底する。

(透明性)

## (公告の方法)

② 定款において、「当法人の公告は、官」 報に掲載する方法による」としているが、 委託事業者の公募の公告を、官報に掲載 する方法により公告せずにホームページ での閲覧としていた。 (透明性)

⑨ 公告の方法をホームページに掲載す るように定款で定めた。(R2.9.30改正)

### (給与の支給)

⑩ 職員6名に対して、基本給として、 月給給料表に定めていない額を支給して いたり、年俸で給料を支給していた職員 6名に対して、年俸給料表に定めていな い金額を支給していた。 (透明性)

⑩ 職員給与規程の給料表にもとづく給 料を全ての職員に支給している。

#### (契約に係る事務処理)

Ⅲ 委託契約の契約書は確認できたもの の、契約締結伺、仕様書等はなかった。 このため、事業執行の意思決定過程を事 後的に検証することができない。

(透明性)

- ⑩ 委託契約書において、「実績報告書作 成などの提出義務は無いものとする」と していたことから、業務が完了した旨記 載された業務完了報告書の提出は受けて いたものの、どのような営業活動や誘客 活動を行ったのか、適正に履行されたの かを確認するために必要な書類が添付さ (合規性、透明性) れていなかった。
  - ⑪~⑬ 契約手続き等において、意思 決定過程の不備がないよう副理事長以下 のチェック体制を整えた。また必要な書 類の添付、保管を徹底する。 (R2.12.1会計規程の改正)
- ③ 契約書において、契約期間が平成3 0年3月1日から平成31年3月31日 となっており、本来は、平成30年4月 1日からとすべきであったのに、誤って 平成30年3月1日からとしていた。

(合規性)

#### (書類、資料の作成、保管等)

⑭ 視察に係る旅費交通費について、参 加者、行程、視察結果等を確認できる書 類はなかった。このため、旅費交通費の 支払が視察の実施状況に応じて適正なも のとなっているか事後的に検証すること ができない。

(合規性、経済性、透明性)

⑤ 物品の納品書やビューローが委託業 務の履行について検査した結果を記載す る作業完了検査書等の書類はなかった。 このため、納品、作業完了の確認の適否 について、事後的に検証することができ (合規性、透明性) ない。

⑭~⑯ 会計規程で支出伺の手続きを 定め、副理事長以下、会計責任者や経理 担当者による内部管理体制を整えた。支 出に必要な書類等について整理するとと もに証拠書類の保管を徹底する。

(R2.12.1会計規程の改正)

⑤ 県の補助事業の補助対象経費として、 食事代を計上していたが、誰の食事代か 明らかにする根拠資料はなかった。この ため、食事代を補助対象経費として計上 したことの適否について事後的に検証す ることができない。 (透明性)

⑩ 委託契約について、プロポーザル方 式により業者選定を行ったと説明してい るが、選定審査委員会の資料はなかった。 このため、業者選定が適切に行われたの か事後的に検証することができない。

(合規性、透明性)

(18) 業務委託業者選定審査会の議決書に ついて、審査年月日が空欄となっており、 また、契約日が平成30年6月1日であ るのに、見積書の日付が平成30年7月 11日となっていた。これらの理由を明 らかにする資料がなく、事務手続が適正 に行われたのか事後的に検証することが できない。 (合規性、透明性)

(17)~(18) 事務執行において、副理事長や 会計責任者による内部管理体制を整え た。業者選定が事後的に検証できるよう 関係書類の保管を徹底する。

(R2.12.1会計規程の改正)

ついては、事務手続や事務処理が適正に 実施されるよう、また、組織として透明 性が確保され、説明責任が十分果たされ るよう、次のような措置を講じる必要が あると認められる。

① 定款や会計規程等を遵守することの 必要性について、法人全体の共通認識と なるよう十分周知して、定款や会計規程 等に従って適正に事務手続を行うことを 徹底すること。(上記の①~⑦、⑨、⑬の 事態)

会計規程に立替払の取扱について、規定 を設けることを検討すること。(上記の⑧ の事態)

う、月給給料表や年俸給料表を見直し、 給基準を明確化した。現在、全ての職員

- ◎ 定款や会計規程等を遵守するため、 コンプライアンス改善策に関する取組状 況をプログレスレポートにまとめ、役員 及び職員に定期的に共有している。
- ◎ 会計規程を改正し立替払を定めた。 (R2.12.1改正)
- 給与の支給の透明性を十分確保できるよ | ◎ 給与規程を整備し、給料や手当の支

これらに従って給与を支給すること。(上 | は、給料表に定める額で支給しており、 記の⑪の事態)

引き続き適正な支給を徹底する。

(R2.12.1改正)

事業の実施状況、履行確認、事業執行の 意思決定過程等を事後的に検証すること ができるようにするために、作成するべ き書類、資料の範囲、作成手順、保存期 間、廃棄する際の決裁等の手順等が明確 になるよう、諸規程の見直しを検討する こと。見直した諸規程類に則って適正に 事務処理、書類、資料の作成、保管等を 行うことについて、職員が十分認識する よう周知して、徹底すること。(上記の⑪、 ①、(4)~(18の事態)

- ◎ 適切な文書取扱いに関するルールを 定めた文書取扱規程を制定し、書類保管 に努める。
- ◎ 契約事務や支出手続きについて、副 理事長以下、会計責任者や経理担当まで のチェック体制を整え、意思決定過程に 必要な書類を周知し、職員の認識を高め

### (2) 財務諸表について

- ① 平成30年度の決算について、平成 30年度事業報告書における正味財産増 減計算書の記載金額(決算額)が総勘定 元帳の金額と相違しているものが12科 目見受けられた。しかし、決算時の決算 整理の記録は残されていなかった。この ため、どのように決算整理を行ったのか が明らかでなく、会計帳簿の誤り等が適 正に修正されたのか事後的に検証するこ とができない。 (正確性、透明性)
- ① 総勘定元帳と正味財産計算書が比較 し易いように記載内容を改めた。 財務諸表の正確性及び透明性を高めるた

め、決算整理の過程などの記録を残すよ う徹底する。

- ② 事務所の電話代等の事務的な経費を、 一部の事業に偏って配分し費用として計 上していた。しかし、どのような考え方 に基づいて事務的な経費を各事業の費用 として配分して計上したのか、その計算 過程等を示す書類はなかった。このため、 適正な配分となっているのか事後的に検 証することができない。
- ② 複数の業務に関連する事務的経費に ついては、適正な基準により支出するよ う改めた。計算過程等を事後的に検証で きるよう関係書類の保管を徹底する。

(正確性、透明性)

- ③ 1件の支払の額を複数の事業に配分 して費用として計上しているものが見受 けられた。しかし、配分した額の算出過 程等を明らかにする資料はなかった。こ のため、適正に配分して費用として計上 したのか事後的に検証することができな V10 (正確性、透明性)
- ③ 複数の業務に関連する支出について は、適正な基準により配分して経理する よう改めた。1件の支払の額を複数の事 業に配分する場合、算出根拠などを事後 的に検証できるよう徹底する。
- ④ 受託料として支払を受けた受入額を 事業の収益として計上していたが、業務 の実施に伴い発生した経費を、当該事業 の費用として計上していなかった。この ため、事業ごとに収益と費用が適切に整 理された状態で表示されていないことか ら、財務諸表の表示から会計のセグメン
- ④ 会計規程を改正し、収支予算書に基 づいて事業の執行を行うとともに、補 助事業対象経費、受託事業経費、自主 事業経費等、明確な区分経理を行うよ う改めた。(R2.12.1改正)

トとして事業の単位ごとに重要な会計情報を的確に把握できない状態となっている。また、ビューローは県から補助金の交付を受けている事業者であることから、補助事業対象経費、受託事業経費、自主事業経費等を明確に区分して経理を行うべきであるのに、受託事業を行うために発生した経費について、上記のような明確な区分経理を行っていなかった。

(正確性、透明性)

ついては、当該事業年度の経営成績等に ついて、適切に説明責任を果たすよう、 次のような措置を講じる必要があると認 められる。

- ① 決算時の決算整理の記録や、事務費の按分方法等について、事後的に検証できるようにするために、書類、資料の適切な作成、保管、管理の体制の整備を図ること。(上記の①~③の事態)
- ② 会計のセグメントとして事業の単位 ごとに重要な会計情報を的確に把握できるようにするために、財務諸表の作成に 当たり、事業の単位ごとの収益と費用を適切に整理して計上することを徹底すること。(上記の④の事態)
- ◎ 財務諸表の正確性及び透明性を高めるため、決算整理の過程の記録を残したり、複数の業務に関連する支出については、算出根拠などを事後的に検証できるように努める。
- 会計規程を改正し、収支予算書に基づいた事業の執行を徹底すること、及び国、県、市町村からの補助金等の事業は、事業ごとに収入と支出を整理すること(区分経理)を定めており、今後は規程に基づく適切な執行に努める。

(R2.12.1改正)

#### (3) 監事監査について

定款において、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する」としている。今回監査したところ、前記のとおり、定款に定める手続が執られていなかったり、総勘定元帳及び正味財産増減計算書の間で記載金額が相違したりしているなどの事態が見受けられたが、監事監査の報告書には、これらの点について特段言及がなかった。

以上のことから、結果的に、監事監査に おいて、チェック機能が十分に果たされ ていたとは認められない。 (有効性)

ついては、監事によるチェック機能が十分に果たされるよう、監事監査に当たり、 時間を増やしたり、必要に応じて補助者 を活用したりするなどして、監事監査を 充実させる措置を講じる必要があると認 められる。 ◎ 令和元年度の決算監査では、監事に補助者が加わり実施している。今後も必要に応じて監事監査の充実させる措置を講じるように努める。

## (4)県の補助金、負担金等により実施した

### 事業について

① 県に提出された補助金実績報告書に添付されている収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の記載内容とを突合したところ、次表のとおり、5件の補助金について、各科目の金額が相違しているものなどが見受けられた。(前記第4の1(7)ア、イ、ウ、エ、カ) (正確性、透明性)

① 令和元年度は、県に提出する補助金 実績報告書に添付する形で、該当事業科 目の総勘定元帳の写しを提出しており、 各事業科目の金額が実績報告書と相違な いか突合できるようにしている。今後は、 収支決算書の記載内容と、総勘定元帳 の記載内容が一致するように徹底する。

支出の部及び 収入の部 合計額	支出科目ごとの 記載額
一致	相違
一致	相違
一致	相違
相違	相違
一致	一致
一致	相違
一致	一致
	収入の部 合計額

- ② 「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーン事業負担金の実績報告書の収支決算書の記載内容と、総勘定元帳の各事業の記載内容とを突合したところ、支出の部の事業区分、各事業区分ごとの支出金額が相違していた。(前記第4の1(7)ク(イ)①) (正確性)
- ② 令和元年度の決算では、県に提出する負担金実績報告書に添付する形で、該当事業科目の総勘定元帳の写しを提出しており、各事業科目の金額が実績報告書と相違ないか突合できるようにしている。なお、令和2年度より事業の実施主体が県に移行している。
- ③ 奈良県ビジターズビューロー人件費補助金の実績報告書とともに県に提出した書類に記載して報告した、補助金の対象としたとする職員等の氏名、個人別の支給額は、実態と異なっていた。(前記第4の1(7)ア(4)) (正確性)
- ③ 令和元年度の決算では、県観光局の 担当職員が直接人件費補助対象となる個 人別の給与支給額などを確認している。
- ④ 県の補助事業において、経費の配分の変更(各項目ごとにつき20パーセント以上の変更)が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。(合規性)
- ④ 令和元年度の決算では、県観光局の 担当職員が直接関係書類のチェックをお こない実績を確認した。

また、その後、変更承認申請書を提出し、 知事の変更承認を受けていたものについ て、収支予算書の記載内容は、実態と異な っていた。(前記第4の1(7)エ(4)②)

(正確性)

- ⑤ 県の負担金事業において、事業内容の変更が生じていて、適時に知事の変更承認を受ける必要があったのに、適時に変更承認申請書を県に提出せず、知事の変更承認を受けていなかった。(前記第4の1(7)ク(4)②) (合規性)
- ⑤ 令和元年度の決算では、県観光局の 担当職員が直接関係書類のチェックをお こない実績を確認した。なお、当該負担 金事業については、令和2年度より事業 の実施主体が県に移行している。

ついては、補助金等の交付要綱、交付決 定及びこれに付された条件等に則って、補 助事業等が適切に実施され、また、交付を 受ける補助金等の額が適正なものとなるよ う、次のような措置を講じる必要があると 認められる。

- ① 補助金等の実績報告書、これに添付する収支決算書等の関係書類の作成に当たり、作成手順を見直したり、チェック体制を整備したりするなどして、実態を反映して、適正に記載することを徹底すること。(上記の①②③の事態)
- ② 県の補助事業等の実施に当たり、知事の変更承認を受けることの必要性を十分認識した上で、事業の実施に伴い、事業内容の変更や経費配分の変更が生じたときは、適時に変更承認申請書を県に提出して、知事の承認を受けることを徹底すること。(上記の④⑤の事態)

- ◎ 会計規程を改正し、国、県、市町村からの補助金等の事業は、事業ごとに収入と支出を整理する区分経理とした。
  - (R2.12.1改正)
- ◎ 副理事長以下、会計責任者及び経理 担当者がチェックする体制を整えて、今 後は適切な事務に努める。
- ◎ 県の補助事業等の交付要綱を踏ま え、副理事長以下のチェック体制により、 適切に事務執行に努める。